

豊橋市監査公表第16号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき執行した財務監査（定例監査）並びに同条第2項の規定に基づき執行した行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和6年2月26日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	古関充宏
同	川原元則

定例監査等の結果について

第1 監査の対象

収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業

(1) 総務部

行政課

(2) 企画部

政策企画課、秘書課

(3) 市民協創部

安全生活課、多文化共生・国際課

(4) 建設部

道路維持課、道路建設課、建築課（工事監査技術調査）、建築指導課、住宅課

(5) 総合動植物公園

動植物園

(6) 選挙管理委員会事務局

第2 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日 程
監査委員事務局による予備監査	監査委員事務局執務室ほか	令和5年10月23日～令和5年12月26日
監査委員による監査	監査委員室	令和5年12月27日
外部技術士及び監査委員事務局による予備監査	監査委員事務局執務室ほか	令和5年10月11日～令和5年12月22日
外部技術士及び監査委員による監査	競輪場 美術博物館 監査委員室	令和5年12月18日（競輪場） 令和5年12月22日（美術博物館）

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、対象となった各課（工事担当課を含む。）に対し、共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経済性が発揮されているかどうかに主眼をおいて監査を実施した。

なお、工事については、外部技術士による工事監査技術調査も併せて実施した。

第4 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたものの、5件の指摘事項及び14件の意見が見受けられた。

総 務 部

《行 政 課》

指摘事項

1 賃貸借契約について

郵便料金計器の賃貸借契約において、契約書に定められた保守作業を賃貸人以外が行う場合の承認決裁や、仕様書に定められた保守体制の承認決裁が見当たらなかったため、契約書や仕様書にのっとり適正な事務処理をされたい。

企 画 部

《政策企画課》

指摘事項

1 補助金交付事務について

大学研究活動費補助金において、同補助金要綱では千円未満の端数は切り捨てることとなっているにもかかわらず、千円未満を切り上げて交付していたため、要綱にのっとり適正な事務処理をされたい。

意 見

1 アドバイザー制度について

政策推進アドバイザー及び未来創生アドバイザーによる政策推進システムについて、相談実績がないアドバイザーがいるなど、本システムを十分に活かせていないため、各課への周知に努め、アドバイザー制度の活用を図られたい。

市 民 協 創 部

《安全生活課》

意 見

1 所管する団体の事務処理について

本市に事務局がある交通安全都市推進協議会において、印刷物の仕様書に「納品時に製紙メーカー名がわかるものを添付、又は納品書に製紙メーカー名を明記すること」と記載されているが、製紙メーカー名を確認できない事例や決議日が記載されていない支出負担行為決裁書が散見されたため、チェック機能を充実し適切な事務処理に努められ

たい。

《多文化共生・国際課》

指摘事項

1 公金の徴収・収納事務について

ブラジル人向け外国人メンタルヘルス相談事業委託業務において、地方自治法施行令第158条の規定で、私人に取り扱わせることができる歳入科目ではない相談料の徴収・収納事務を受託者に取り扱わせていた。公金の徴収・収納については、地方自治法施行令にのっとり適正な事務をされたい。

意見

1 委託業務の仕様書について

プレスクール事業委託業務において、仕様書では「支払額は1回あたりの実施単価に実施回数を乗じたものとする。」とあるが、実施単価の金額の記載がない。また、仕様書では「3教室開設し年12回程度」とあるが、支出負担行為決裁書は「4か所、12回」と記載されている。このような不明瞭な仕様書では業務遂行が曖昧となりかねないので、仕様書の内容を精査して適切な契約事務に努められたい。

建設部

《道路維持課》

意見

1 舗装改良工事（長寿命化1-1）（余裕期間制度）について

発注前に公安委員会と詳細な協議を行わなかったため、受注者が契約後に再協議を行ったところ、昼夜間連続の交通規制するように指示があり、設計変更を行っている。公安委員会との協議は施工方法に関わり、設計内容に影響するものであるため、工事の発注に当たっては事前の調整を十分に行い適切な設計業務に努められたい。

2 一者随意契約について

道路異常等市民通報システム導入事業委託業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約をしているが、理由書の記載が不十分かつ抽象的であるため、根拠を整理し具体的に記載するよう努められたい。

《道路建設課》

指摘事項

1 登記事務について

道路改良事業（大岩町・小松原町55号線）取得用地登記業務において、公益社団法人愛知県公共嘱託登記司法書士協会を代理人として不動産に関わる権限を委任しているが、決裁が確認できなかったため、適正な事務処理をされたい。

意見

1 明海大橋（仮称）仮栈橋設置工事について

豊橋市工事請負契約約款第29条（不可抗力による損害）2項から5項に基づく通知及び協議を口頭により処理していた事例が見受けられたため、協議に当たってはその履行を確認できるよう書面で行い、適切な事務処理に努められたい。

2 委託業務について

路線測量調査設計委託業務などの仕様書において、配置技術者の資格要件が示されていないものや不明瞭なものが散見されたため、配置技術者の資格要件について改めて精査し、明確に示すなど適切な仕様書の作成業務に努められたい。

《建築課》

意見

1 競輪場照明塔設置工事について（工事監査技術調査）

1回目の入札は、予定価格と受注者側の応札価格に隔たりがあったため不調となり、予定価格を増額し、2回目の入札を行った。また、工事着手後すぐに、増額の設計変更が行われている。設計段階においては現地調査を徹底し、適切な設計業務に努められたい。

2 美術博物館改修整備工事（詳細設計付）について（工事監査技術調査）

新設エレベーター直上の屋根裏に水滴があったため、その原因を調査し、適切に対応されたい。

また、豎樋落とし口のドレンキャップが設置されておらず枯葉等による目詰まりが起る可能性があることや1階男子トイレ内壁面の出隅部分が危険であることについても適切に対応されたい。

《建築指導課》

意見

1 建築基準法の申請に係る審査業務について

豊橋祇園祭観覧用栈敷の建築基準法の申請に係る審査業務において、申請書に申請対象が明確に記載されておらず、必要事項の記載漏れなどが散見されたので、正確な申請書による適切な審査業務に努められたい。

2 違反建築物等の対応について

通報等により毎年数十件の違反等が覚知されているが、過去3年間においては、約3割に当たる案件が初動の対応のみとなっており、是正に至っていない。違反の是正に至っていない案件については、過去の案件も含め、定期的に状況を把握し、適切な指導に努められたい。

《住宅課》

指摘事項

1 委託業務の契約事務について

旧城山住宅除草業務その1の仕様書において、「資源化センターの投入料については実績に基づき支払うものとする。」とされていたが、実績払いの基となる予定投入料が示されていないにもかかわらず、精算がされていた。委託料の精算に当たっては、精算金額が正しく判断できるよう適正な契約事務をされたい。

意見

1 委託業務の事務処理について

旧城山住宅除草業務その1において、契約規則第52条の2による契約締結前公表の申請方法を「口頭による」としているが、口頭による申請の記録がないので、記録の残る「申請書の提出による」などとし、適切な事務処理をされたい。

また、仕様書に「業務中の安全対策については、必ず発注者と事前に協議する。」とあるが、協議は口頭で行っていた。協議に当たっては、その履行を確認できるよう書面で行い、適切な事務処理に努められたい。

2 委託業務等の履行確認について

西口住宅1号棟ポンプ室加圧給水ポンプ修繕において、納品書の写真に記載されている番号と仕様書に記載されている部品番号が異なっていた。また、旧城山住宅除草業務その1及びオノ神住宅アスベスト分析等調査業務において、異なる場所に同じ写真が使用されていた。業務の履行確認に当たっては、報告書を十分に確認し、適切な事務処理

に努められたい。

選挙管理委員会事務局

意 見

1 選挙公報の再配布について

市議会議員一般選挙の選挙公報において、候補者1名のQRコードの印刷漏れを校正時に見落としたことにより、再印刷した選挙公報を再配布しており、再配布業務の契約書様式の間違ひも見受けられた。選挙関連事務は特に正確性が要求されるため、印刷校正時の確認手法の見直しなどにより、適切な事務処理に努められたい。